

# 県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方

第5次山梨県男女共同参画計画（素案）

No.	箇所	意見の内容(概要)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
1	第1章 1 計画策定の趣旨 (1ページ)	「新型コロナウイルスの感染拡大が女性の経済的困窮を招き」は正確さを欠く文章のため変更すべき。	1	【修正加筆等意見反映】 P1の計画策定の趣旨 「新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の経済的困窮を招き」を「新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に非正規雇用労働者の多い女性の雇用や収入に強い影響を与えたほか、」に修正します。
2	第2章 1 本県人口の状況 ④若者層の県外への転出 (6ページ)	県内住民が魅力を感じていることを共有するとか、移住者の客観的な視点からの意見をいただくことも必要であると考えます。また、甲府市は他の県庁所在地に比べ人口の少ないことで、周知しやすいことが長所と考えます。このような長所を活かした県内魅力発信の周知を提案。	1	【その他】 ご意見については、ブランド・観光関連施策の参考とさせていただきます。
3	第3章 2 基本的視点 「若年層への意識啓発」 「女性リーダーを増やしていくための人材育成」 (20ページ)	計画の基本目標である「若年層への意識啓発」「女性リーダーを増やしていくための人材育成」「相談機能の充実強化」は、既存の男性優位社会を支える柱にすぎない。ジェンダーギャップとは男女の違いにより生じる格差である。意識啓発は若年層ではなく行政と企業の管理職に、女性の人材育成ではなく男性の家事育児力育成を強化し、男女間の格差を是正する抜本的な目標を掲げ、実効ある具体策を明記すべき。	1	【その他】 「若年層への意識啓発」「女性リーダーを増やしていくための人材育成」「相談機能の充実強化」によって、ジェンダーギャップの解消を進めていき、誰もが性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮でき、生涯を通じて活躍できる社会の実現に取り組みます。また、企業の管理職向けの意識啓発を目的とした研修会や働き方改革アドバイザーを企業へ派遣するなど、男性の意識改革等にも取り組んで参ります。
4	第3章 2 基本的視点 「若年層への意識啓発」 「女性リーダーを増やしていくための人材育成」 (20ページ)	教育行政におけるロールモデルとなるための組織への改革こそ推進体制の強化の中で一番に行わなくてはならない。併せて、市民への啓蒙と実施支援、それと同時並行で組織改革を行うこと。具体的には、管理職以上への教育と理解促進と同時並行で男性の働き方改革（育児休暇取得、フレックス導入・運用）を行い、女性が活躍できる土壌を作っていくことが必要ではないか。	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ 一人ひとりが活躍できる社会づくりにおいて、行政分野や教育分野における女性管理職の登用や男性の働き方改革、企業経営者・管理職の意識改革を進め、女性活躍を推進していくこととしております。
5	第3章 2 基本的視点 「相談機能の充実強化」 (20ページ)	コロナ禍では女性の貧困等は顕著化しているが、男性の抱える困難への対応も必要ではないか。	1	【その他】 配偶者からの防止及び被害者保護等に関する法律においては、被害者を女性には限定していませんが、相談件数や調査結果からも被害者の多くは女性です。また、経済的格差、女性への人権の軽視など構造的問題も大きく関係しているという現状を踏まえ、その対策を計画に盛り込み、男女が対等なパートナーとして、また、人権に配慮した社会となるよう取り組んで参ります。
6	第3章 3 基本目標 Ⅲ 安心・安全に暮らせる社会の実現 (21ページ)	さまざまな暴力は女性だけにあるのではなく、女性から男性、同性間、さらに幼児保育の現場での現実、部活等同性での性暴力等目に見えない暴力が存在している。また、研究機関等のアカデミックハラスメント等にも配慮が必要。	1	【その他】 配偶者からの防止及び被害者保護等に関する法律においては、被害者を女性には限定していませんが、相談件数や調査結果からも被害者の多くは女性です。また、経済的格差、女性に対する人権の軽視など構造的問題も大きく関係しているという現状を踏まえ、その対策を計画に盛り込み、男女が対等なパートナーとして、また、人権に配慮した社会となるよう取り組んで参ります。
7	第3章 4 計画体系 基本目標Ⅲ重点目標1 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり (22ページ)	暴力は女性だけが被害者ではないので、「男女両性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり」に変更すべき。	1	【その他】 配偶者からの防止及び被害者保護等に関する法律においては、被害者を女性には限定していませんが、相談件数や調査結果からも被害者の多くは女性です。また、経済的格差、女性への人権の軽視など構造的問題も大きく関係しているという現状を踏まえ、その対策を計画に盛り込み、男女が対等なパートナーとして、また、人権に配慮した社会となるよう取り組んで参ります。
8~9	第3章 4 計画体系 基本目標Ⅲ重点目標1 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり (22ページ)	性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者の保護について、加害者の教育も重要。	2	【実施段階検討】 DVの加害者プログラムについて、内閣府でも加害者プログラムに対する調査研究事業を行っており、こうした国の事業等を参考に、調査研究して参ります。

No.	箇所	意見の内容(概要)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
10	第4章 基本目標Ⅰ 重点目標1 施策の方向(1)学校等における男女共同参画教育の推進(25ページ)	「学校等」という表記ではなく、はっきりと具体的に「幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター等及び学校における男女共同参画の推進」と表記すべき。	1	【その他】 施策の方向の中で、保育者や保護者、学校の教職員など具体的に対象者を表記しております。保育者を対象とした研修の場や保護者会等に出向き、保育者や保護者への意識啓発を行って参ります。
11~12	第4章 基本目標Ⅰ 重点目標1 施策の方向(1)学校等における男女共同参画教育の推進(25ページ)	教育委員会へのジェンダー平等担当指導主事の配置を提案。	2	【その他】 教育委員会におけるジェンダーに関わる内容については、人権教育担当の指導主事が担当しています。ご意見については、今後の事業の実施に当たって参考とさせていただきます。
13	第4章 基本目標Ⅰ 重点目標1 施策の方向(1)学校等における男女共同参画教育の推進(25ページ)	具体的な施策「児童生徒に対する人権教育の推進」について、幼児教育の中にも保育士等による、年齢に応じた人権教育が必要。	1	【実施段階検討】 保育者を対象とした研修会の場や保護者会等に出向き、保育者や保護者への意識啓発を行いますので、事業の実施の際の参考にさせていただきます。
14	第4章 基本目標Ⅰ 重点目標1 施策の方向(1)学校等における男女共同参画教育の推進(25ページ)	R4.4から成年年齢が18歳に引き下げられるため、学生をはじめ、大学教職員への意識啓発も重要であり、対象に大学・一般(大学教職員)を加えるべき。	1	【記述済み】 若年層への意識啓発を進める中で、「学校等」に大学も含まれているところです。また、重点目標2(1)幅広い世代への学習機会の提供において、大学生及び大学教職員を含む幅広い層を対象に、男女共同参画への理解を促す学習の機会を提供して参ります。
15~18	第4章 基本目標Ⅰ 重点目標1 施策の方向(1)学校等における男女共同参画教育の推進(25ページ)	①具体的な施策「児童生徒に対する人権教育の推進」について、「人権教育」を「男女共同参画教育」あるいは「ジェンダー平等教育」と表記すべき。 ②県教育委員会が主体となって「山梨県版ジェンダー平等講座」の授業づくりを推進すべき。 ③「学校におけるジェンダー平等推進」「隠れたカリキュラムとしてのジェンダー構造」等の内容を、校長等の研修に取り入れるべき。 ④学校等における男女共同参画教育の推進は、義務教育課・高校教育課が担当課となって主体的に推進すべき。	1	①【その他】 教育委員会におけるジェンダーに関わる内容については、人権教育の中に含まれております。ご意見については、今後の施策を検討するうえで参考とさせていただきます。 ②【その他】 ご意見については、男女共同参画教育施策の参考とさせていただきます。 ③【その他】 ご意見については、男女共同参画教育施策の参考とさせていただきます。 ④【その他】 ご意見については、男女共同参画教育施策の参考とさせていただきます。
19	第4章 基本目標Ⅰ 重点目標2 施策の方向(2)性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取り組みの充実(26ページ)	強かに意識啓発を図るために、以前行われていた男女フォーラムのようなすべての人々が参加できる機会を多くし、市町村の男女共同参画推進委員等の協力の中で行い、広く広報をしていくべき。	1	【記述済み】 重点目標2(1)幅広い世代への学習機会の提供において、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画推進センターを中心に男女共同参画への理解を促す学習の機会を提供して参ります。
20	第4章 基本目標Ⅰ 重点目標2 施策の方向(2)性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取り組みの充実(26ページ)	「地域の男女共同参画を推進するリーダーである市町村男女共同参画推進委員や関係団体のスキルアップに向けた研修を行います」に市町村の担当部署・担当者も研修対象者として加えるべき。	1	【修正加筆等意見反映】 P26の施策の方向「地域の男女共同参画を推進するリーダーである市町村男女共同参画推進委員や関係団体のスキルアップに向けた研修を行います。」を「地域の男女共同参画を推進するリーダーである市町村男女共同参画推進委員、市町村の男女共同参画担当職員及び関係団体のスキルアップに向けた研修を行います。」に修正します。
21	第4章 基本目標Ⅰ 重点目標2 施策の方向(2)性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取り組みの充実(26ページ)	これまでの男女共同の文化を変革するためには、まず各部門のリーダーの意識改革だと考える。その下の新時代を担うひとたちに背中を見せられる存在になるために研修のみならず、やはり実践の場が必要。サロンなど体験を、ときには失敗を語る場は有効であると考え、その場を作っていくファシリテーターの存在は大変重要であると考え。そこで、経営者等各部門のリーダーに対する研修や交流サロンなどの体験を通じた実践の場での経験の場としての研修を提案。	1	【実施段階検討】 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取り組み、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。

No.	箇所	意見の内容(概要)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
22	第4章 基本目標Ⅰ 重点目標2 施策の方向(2)性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取り組みの充実(26ページ)	「(2)性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組の充実」とあるが、これは具体的にどんな方策を考えているのか。「どんな取り組み」を想定して言うのか。それを計画に「見えるように」書くべき。	1	【記述済み】 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取り組みについては、施策の方向に記載していますが、各地域等で団体等が行う解消に向けた取り組みの支援や交流サロンでの意見交換などを通じて取り組んで参ります。
23	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1 現状と課題(31ページ)	5行目以降の記述について、山梨県の場合、政治分野が最下位で喫緊の最重要課題であるため、記述の順番を3行目同様に、政治、行政、経済、地域社会の順にするべき。【施策の方向と具体的施策】(1)政治分野における女性の参画促進とするべき。	1	【反映困難】 記述の順番は、施策の方向の順番で記載しております。また、喫緊の最重要課題は、政治、行政、経済、地域社会のどれもが該当するものであります。
24	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1 (3)地域・防災への女性リーダーの育成(35ページ)	自主防災会は、女性の主体的参画無しでは、要支援者への対応、特に女性への対応は出来ない。計画に、防災分野への女性リーダーを増やす具体的な対策を盛り込み、防災分野の担当と連携し、啓発することが必要。	1	【記述済み】 地域の防災活動を主導する「甲斐の国・防災リーダー」(防災士)を養成する講座への女性参加者の拡大に防災分野の所管課が取り組むこととしております。
25	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1 (3)地域・防災への女性リーダーの育成(35ページ)	県防災会議の委員に占める女性の割合は4.7%はあまりにも低く、女性委員比率の明確な数値目標を明記すべき。	1	【その他】 県防災会議は、根拠法である災害対策基本法により委員の職種が指定されているため、女性の登用率が低い水準に留まっておりますが、引き続き関係機関とも調整しながら、登用率の向上に努めて参ります。
26~28	第4章 基本目標2 重点目標1 (4)政治分野における女性の参画促進(35ページ)	①「男女共同参画推進センターにおける政治参画に必要な知見を提供する講座の開催」について、単発ではなく、連続講座として実施すべき。 ②「県教育委員会が行う児童・生徒に対する主権者教育」について、内容が決まっていないのであれば、県民と協働で学習プログラムを作成すべき。 ③子育て中の女性が議員に立候補できるように、県・市がともに環境整備を考えるための検討会の設置を提案。	1	①【実施段階検討】 政治分野における女性の参画促進、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 ②【その他】 ご意見については、今後の事業の実施に当たって参考とさせていただきます。 ③【実施段階検討】 政治分野における女性の参画促進、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。
29	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1 (4)政治分野における女性の参画促進(35ページ)	身近な市町村議会にも浸透させる必要があることから、政治分野における女性の参画促進の具体的な施策として県内市町村の男女共同参画担当者への研修を提案。	1	【実施段階検討】 政治分野における女性の参画促進、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。
30~31	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1 (4)政治分野における女性の参画促進(35ページ)	①「県議会・市町村議会の女性議員クォータ制条例の策定」を提案する。 ②主な具体的な施策は、県民生活総務課に加え、生涯学習課による大人の世代への啓発・広報が必要である。	1	①【その他】 ご意見については、政治分野における女性の参画促進に関する施策の参考とさせていただきます。 ②【その他】 大人世代への啓発・広報についても、政治分野における女性の参画促進については、県民生活総務課や男女共同参画推進センターを中心に事業を進めて参ります。
32	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1 (4)政治分野における女性の参画促進(35ページ)	県内の3カ所ある男女共同参画推進センターにおいて、政治参画への学習会を開き市町村の実態の中から政治に理解を深めて、自分たちの生活の中から政治家を育てていくことを地域毎にできるようにしていきたい。また、県議会には広く県民に傍聴の機会を多くして、関心を深める中で、意欲ある女性に働きかけていくことが必要。	1	【記述済み】 女性の政治参画に向けた必要な知見を提供する研修会や啓発講演会の開催を通じて、政治分野における女性の参画促進を図って参ります。
33	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標1 (5)政策・方針決定に参画する人材の育成(36ページ)	政治分野、教育分野の中で女性の管理職を増やす。そのためには、働く環境の整備や周りの人間関係の中での軋轢をなくすための努力を日常の中で積み重ね、個人の意欲を阻害しないように努力していくことが必要。	1	【実施段階検討】 政策・方針決定に参画する人材の育成、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。
34	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標2 (2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進(39ページ)	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を進めるには、リーダーによる企業文化の創生が必要であると考えるので、各企業へ期間を決めて定期的に介入する働き方改革の専門家であるアドバイザーの設置を要望。	1	【記述済み】 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するために、働き方改革アドバイザーを企業へ派遣することとしております。

No.	箇所	意見の内容(概要)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
35	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標2 (2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (39ページ)	「子育て」が女性にとっても男性にとっても貴重な時間になるということが企業に伝えきれていないのではないかと感じており、育休を取って欲しいという思いがあっても実際に、その人が休むことによるシフトについての悩みや、現場の相談には誰がどのように対応するのかなど、具体的な「自分ごと」の細かな部分をサポートできる仕組みづくりを提案。	1	【実施段階検討】 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。
36	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標2 (5)男性の家事・育児・介護等の参画促進 (40ページ)	男性の家事、育児、介護の参画推進として、抜本的な対策と数値目標を明記すべき。 また、県がロールモデルとなるべく、男性の育休取得率の明確な数値目標を明記すべき。	1	【記述済み】 県がロールモデルとなるべく、育児休業を取得する男性県職員の割合を成果目標に設定いたしました。また、企業等への経営者や管理職等の理解を深めるための啓発事業や男性が抱えている家事・育児・介護等に対する固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発に取り組み、男性の家事・育児・介護等の参画を進めて参ります。
37	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標2 (5)多様なニーズに対応した子育て支援の推進 (41ページ)	県の手厚い子育て支援の情報が、本当に必要なひとへ届くように、県全体でチームを組んで周知を行っていくような子育て支援周知方法の再構築を提案します。	1	【その他】 ご意見については、子育て関連施策の参考とさせていただきます。
38	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標3 現状と課題 (42ページ)	「農業に従事する女性の経営管理能力や技術の向上を図りながら」は女性が経営管理能力や技術が低いような誤解を与えかねない表現のため変更すべき。	1	【その他】 農業分野の活性化には、女性が地域の様々な方針決定過程に参画していくことが重要であり、地域の様々な方針決定過程に参画するためには、男女を問わず経営管理能力や技術の向上を図ることが必要との趣旨であります。
39~40	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標3 (1)地域活動における男女共同参画の推進 (43ページ)	①「男女共同参画団体等が行う活動に対する支援」について、活動現場の実情に合わせた、本当に活動を「支援」する事業となるよう、現場の声を聴いて、事業の仕組みを改善することを提案。 ②「男女共同参画団体等が行う活動に対する支援」について、男女共同参画推進センターの持っている機能と人材もサポートしてもらえようセンター機能もセットで活動支援することを提案。	1	①【実施段階検討】 男女共同参画団体等が行う活動に対する支援に関する事業内容の検討、実施の際の参考にさせていただきます。 ②【実施段階検討】 男女共同参画団体等が行う活動に対する支援に関する事業内容の検討、実施の際の参考にさせていただきます。
41	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標3 (3)女性の視点からの防災の取り組みの推進 (43ページ)	行政の担当者に女性がいないければ防災計画にも女性への配慮が十分でない状況になるので、県内市町村における防災・危機管理部署に女性職員が配置できるような働きかけを提案。	1	【実施段階検討】 「災害対応力を強化する女性の視点」の趣旨を踏まえ、市町村に働きかけを行って参ります。
42~45	第4章 基本目標Ⅱ 重点目標3 (3)女性の視点からの防災の取り組みの推進 (43ページ)	①防災会議の女性委員の割合増とともに、男女共同参画担当課の参加を位置付け、各委員のジェンダー平等視点の理解への具体的な取り組みを明記すべき。 ②復旧・復興、被災者支援で女性が果たした役割を評価し、支援が必要な妊産婦、高齢者、障害者、子ども、外国人女性などの要望に対応できるシステムについて明記すべき。 ③住まいや生活再建の支援策、女性の就労、起業、職業訓練、保育や介護ケアなどの支援を強化し、女性や子どもへの暴力が増加したことを踏まえた対策について明記すべき。 ④防災や避難所運営、復旧・復興に関わる全ての自治体職員へのジェンダー平等の視点について「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」も活用しながら研修を行い、地域防災組織等での活用を明記し、女性の参画が高まるよう具体的な施策を明記すべき。	1	①【その他】 男女共同参画を所管する県民生活部長が防災会議の委員となっております。 ご意見については、今後の事業の実施に当たって参考とさせていただきます。 ②【その他】 ご意見については、今後の事業の実施に当たって参考とさせていただきます。 ③【その他】 ご意見については、今後の事業の実施に当たって参考とさせていただきます。 ④【その他】 ご意見については、今後の事業の実施に当たって参考とさせていただきます。
46~49	第4章 基本目標Ⅲ 重点目標1 (1)女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり (46ページ)	①子どもへの包括的性教育、リプロダクティブヘルス&ライツについての学びを、教育委員会が主体となって推進することを提案。 ②デートDV予防講座を、教育委員会が主体となって実施することが重要。 ③デートDV専門相談員を学校に派遣する制度の導入は、若年層の性暴力被害者および加害者を支援するために必要です。 ④国際基準の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿った性教育が、就学前から高校に至るまで実践されることが重要。	1	①【その他】 ご意見については、事業の実施主体含め、今後の事業の実施に当たって参考とさせていただきます。 ②【その他】 ご意見については、事業の実施主体も含め、今後の事業の実施に当たって参考とさせていただきます。 ③【実施段階検討】 女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 ④【その他】 ご意見については、今後の事業の実施に当たって参考とさせていただきます。

No.	箇所	意見の内容(概要)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
50	第4章 基本目標Ⅲ 重点目標1 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり (46ページ)	「女性に対する暴力は犯罪であり、人権侵害」であることを「広報啓発」だけでなく、学校や社会教育、メディアやSNSなど様々な手段、媒体を通じて社会のすみずみまで周知徹底するよう明記すべき。	1	【記述済み】 女性に対する暴力の予防と根絶のために、講演会の開催などによる広報・啓発に加え、県や男女共同参画推進センターのSNSを通じた広報・啓発の実施を行うことで、幅広く周知に取り組んで参ります。
51～53	第4章 基本目標Ⅲ 重点目標1 (2) 配偶者等からの暴力防止に係る対策の推進 (47ページ)	①若年層への支援対策として、「山梨版チャット相談・電話相談システム」の構築が重要。 ②DV相談機関において、正規雇用の相談員、支援員を確保することや養成することによって、支援の充実が図られます。ジェンダーの視点およびリプロダクティブヘルス&ライツの知識と学びへの意欲が相談員、支援員として必要。 ③高校生におけるデートDVということばの周知割合を数値目標に掲げることを提案。	1	①【実施段階検討】 配偶者等からの暴力防止に係る対策の推進、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 ②【実施段階検討】 配偶者等からの暴力防止に係る対策の推進、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 ③【その他】 数値目標は、政策の成果の評価につながる指標を設定していくこととしております。
54～56	第4章 基本目標Ⅲ 重点目標1 (2) 配偶者等からの暴力防止に係る対策の推進 (47ページ)	①「DVの被害者が躊躇せずに相談でき、必要な支援を受けられるよう、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。」と追記すべき。 ②「女性相談所」の所管課は子ども福祉課ではなく、DV被害女性を当事者として寄り添い切れ目ない支援に取り組んでいただけるよう「女性・人権福祉課」等に変更することを提案。 ③「命の尊厳に寄り添う重要な職務を担う関係者特に相談員の正規雇用を促進しキャリア形成を図ります。」と追記すべき。	1	①【修正加筆等意見反映】 P47の施策の方向に「DVの被害者が躊躇せずに相談でき、必要な支援を受けられるよう、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。」と追記するとともに、主な具体的な施策「配偶者能力相談支援センターにおけるDV相談の実施」を「配偶者暴力相談支援センターの周知及びDV相談の実施」に修正します。 ②【その他】 根拠法令が売春防止法にあることや、近年ではDV対応と児童虐待対応の連携強化の必要性が説かれているため、子育て支援局で所管をしております。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 ③【その他】 ご意見については、配偶者等からの暴力防止に係る対策に係る施策の参考とさせていただきます。
57～58	第4章 基本目標Ⅲ 重点目標1 (3) 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者の保護 (48ページ)	①「やまなし性暴力被害者サポートセンターの専門相談員の正規雇用を促進しキャリア形成を図ります。」と追記すべき。 ②「性暴力が発生しない生活環境整備、性暴力被害者支援に関する事業者・住民の理解を促進する。」と追記すべき。	1	①【その他】 ご意見については、性犯罪・性暴力対策に係る施策の参考とさせていただきます。 ②【記述済み】 DVや性犯罪・性暴力等の未然防止と根絶のため、暴力の当事者とならないための教育や、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強化していきます。
59	第4章 基本目標Ⅲ 重点目標2 (1) 性の多様性に関する理解促進 (50ページ)	高齢者などの中には、LGBTQに対する理解が進んでいない方もおり、正しい情報が伝わっていない状況にあるのではないかと感じる。そのような状況にある中で、従来の講演会やシンポジウム以外の良い方法がないか検証することが必要。	1	【実施段階検討】 性の多様性に関する理解促進、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。
60	第4章 基本目標Ⅲ 重点目標2 (2) 生活上の困難を抱えた人々に対する支援 (50ページ)	DV被害者を始め困難を抱えた女性への月経用品等の支援を提案。	1	【実施段階検討】 生活上の困難を抱えた人々に対する支援、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。
61～62	第4章 基本目標Ⅲ 重点目標3 現状と課題 (51ページ)	①「女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期」を「女性は、思春期、成熟期、更年期、老年期」に修正すべき。 ②「心身の状態が大きく変化するため、男性とは異なる健康上の問題に直面します」の後に、「特に、妊娠・出産・産後は女性の身体的変化のみならず安心して暮らせる社会であるかが心身に大きく影響します」を追記すべき。	1	①【修正加筆等意見反映】 P51の現状と課題「女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期」を「女性は、思春期、成熟期、更年期、老年期」に修正します。 ②【修正加筆等意見反映】 P51の現状と課題「ライフステージごとに心身の状態が大きく変化するため、男性とは異なる健康上の問題に直面します。」の後に「特に、妊娠・出産・産後は女性の身体的変化のみならず安心して暮らせる社会であるかが心身に大きく影響します。」を追記します。
63	第4章 基本目標Ⅲ 重点目標3 (1) 年代に応じた健康教育の充実 (52ページ)	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の重要性を広く周知します。をトップに明記すべき。	1	【修正加筆等意見反映】 P52の施策の方向 順番を入れ替え、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の重要性を広く周知します。」を先頭に記載します。

No.	箇所	意見の内容(概要)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
64	第5章 1推進体制の強化 (53ページ)	県が市町村・企業・教育機関・NPO・地域団体等との連携・協働の推進とあるが、市町村の男女共同参画担当部署だけでなく、学校教育課・社会教育委員会との連携が必要ではないか。そのために、まずは県が義務教育課・高校教育課・社会教育課としっかり連携することが重要。	1	【実施段階検討】 県庁内関係課及び市町村の関連部署と連携し、取り組みを進めて参ります。
65	第5章 1推進体制の強化 (53ページ)	多様な主体、とりわけ現場で活動する女性・市民団体からの意見や情報を広く取り入れる体制を強化することを明記すべき。	1	【記述済み】 各拠点において、意見交換やフリートーク等を行う交流サロンを定期的開催し、多様な主体、女性・市民団体からの意見を反映でき体制を構築することとしております。
66~67	第5章 2男女共同参画推進センターの充実 (54ページ)	①「専門人材を分野ごとに配置する」について県の考え方が示されていないが、どのような分野を考えているのか。 ②ぴゅあ3館の人材の配置について、体制づくりについて利用者・県民の意見を聴く「検討会」の継続を要望する。	1	①【実施段階検討】 専門人材については、県民や団体の活動に対し、幅広い視点から助言ができる知見のある有識者を、統括アドバイザーとして配置したいと考えています。更に専門分野のアドバイザーを複数人配置し、ジェンダーギャップ解消や性の多様性の尊重など、県民や団体からの相談内容に応じて、随時、マッチングによりきめ細かな活動支援を行っていきたいと考えています。 ②【実施段階検討】 具体的な施策・事業の実施については、交流サロンを活用し、利用者・県民との意見交換を行い進めていくこととしております。
68	第5章 2男女共同参画推進センターの充実 (54ページ)	専属の職員の常時配置はこれまでの説明会では確認されていません。必要があれば専門職員が出向く程度では地域の状況・課題が把握できないでしょうし、さまざまな問い合わせ・相談事がオンライン重視に移行してしまうと、充実したセンターの機能は無くなります。本気で男女平等社会の構築を目指すなら、まず地域課題を掘り起こし対処を考えリーダーシップの取れる人材の配置こそがぴゅあ富士・ぴゅあ峡南の充実と考え、峡南地域・富士・東部地域の新たな拠点における専属の職員の常時配置を提案。	1	【記述済み】 専門人材の配置については、男女共同参画推進センターへ配置することを記載しております。ぴゅあ3館において、直接課題や相談内容に応じられるよう、分野ごとに専門人材がコーディネートして参ります。
69	第5章 2男女共同参画推進センターの充実 (54ページ)	男女共同参画センターの統廃合や名称変更などの動きは、男女共同参画の取り組みに逆行するものとしてすべきではないと明記すべき。	1	【その他】 県では、男女共同参画の視点から地域課題に取り組む場を設けながら、男女共同参画の取り組みをより一層強化していきます。
70~72	第5章 3成果目標 (56ページ)	成果目標に、①「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の認知度100%」 ②「主権者教育の実施目標数」 ③「女性の政治参画率が35%以上」を加えるべき。	1	①【その他】 数値目標は、政策の成果の評価につながる指標を設定していくこととしております。 ②【その他】 数値目標は、政策の成果の評価につながる指標を設定していくこととしております。 ③【その他】 新規施策のため、まずは、主権者教育や女性の政治参画に向けて必要な知見を提供する研修会の開催などの取り組みを進めて参ります。
73~74	第5章 3成果目標 (56ページ)	「県職員のうち女性職員で「管理職になりたい女性職員」の全女性職員に占める割合」とある。なぜ「なりたい女性職員」なのか。管理職に占める男女の圧倒的な非対称性が問題なのであるから、女性管理職の比率に対し明確な数値を設定すべき。	2	【その他】 管理職に占める女性の割合向上の実現に向け、従来のような表面的な対応ではなく、真に実効的な構造的取り組みを進めることとし、4つのステップに分けて、それぞれの段階を着実に進める方針に基づき、成果目標を設定致しました。
75~76	第5章 3成果目標 (56ページ)	農業委員が少なくとも1人いる市町村はその割合を増やす努力をしなくなってしまうので、成果目標は、農業委員会に占める女性の割合に対し目標を設定すべき。	2	【その他】 第4次山梨県男女共同参画計画において、成果目標値を達成できていないことから、継続して目標値を設定することと致しました。
77~78	第5章 3成果目標 (56ページ)	①「管理職を目指したい」と考えている女性従業員の割合は、管理職の女性の割合を50%に設定するなどの数値目標でなければ実効性がないのではないかと。 ②社会は男性女性半々で構成されているのだから、県の審議会委員への女性の登用率を50%に設定すべき。	1	①【その他】 管理職に占める女性の割合向上の実現に向け、従来のような表面的な対応ではなく、真に実効的な構造的取り組みを進めることとし、4つのステップに分けて、それぞれの段階を着実に進める方針に基づき、成果目標を設定致しました。 ②【その他】 国の「第5次男女共同参画基本計画」における審議会委員に占める女性委員の目標値が40%であることや第4次山梨県男女共同参画計画期間中に目標値が達成できていない状況も踏まえ、継続して40%の目標値を設定したところではありますが、引き続き関係機関とも調整しながら、女性登用率の向上に努めて参ります。

No.	箇所	意見の内容(概要)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
79	第5章 3 成果目標 (56ページ)	成果目標の配偶者から暴力等を受けた経験のある者のうち相談機関に相談した割合を70%に設定すべき。	1	【その他】 相談機関の周知が伴わないと相談機関に相談した割合も増えないことから、相談機関の認知率等を考慮し、目標値を設定致しました。
80～83	第5章 3 成果目標 (56ページ)	①審議会の「調査審議」機能を「評価・検証」のために十分に発揮するように、「部会」の設置や関係部署や関係団体と協働で「評価・検証」し、新たな具体策を練ることを提案。 ②成果目標に、「ひとり親世帯の正規雇用率」を加えるべき。 ③「県教育職員における管理職に占める女性割合」の目標数値をもっと高く設定すべき。 ④「県職員のうち女性職員で「管理職になりたい女性職員」の全職員に占める割合」について、これまでもされてきたけれど効果がなかったとすれば、「なぜなりたいたくはないのか」というような基礎的なデータ収集を含めて、もっと実効性のある具体策を考えるべき。	1	①【実施段階検討】 男女共同参画審議会の「調査審議」に係る検討、実施の際の参考にさせていただきます。 ②【その他】 数値目標は、政策の成果の評価につながる指標を設定していくこととしております。 ③【その他】 管理職に占める女性の割合向上の実現に向け、従来のような表面的な対応ではなく、真に実効的な構造的取り組みを進めることとし、4つのステップに分けて、それぞれの段階を着実に進める方針に基づき、成果目標を設定致しました。 ④【その他】 取り組みに関しては、女性職員と意見交換会が実施され、改めて女性の先輩職員からのアドバイスや相談窓口の設置など、キャリアデザインを考える機会を設ける必要性などの意見を踏まえて、具体的な取り組みを進めて参ります。
84～86	附属資料 1 男女共同参画に関する国内外の動き (57ページ)	①これまで策定され作られてきた参画計画冊子に記載されている戦後の「動き」、特に「県の動き」は山梨県の女性たち、女性政策の変遷を俯瞰できる貴重な公的な記録であると考えます。 従って、そこに記載されていることは、ページ数の制限によって割愛されたり、記載の省略化があってはならないものだと思います。遑ってたどると明らかですが、後から出るものほど記述が大雑把になっています。そうではなく、むしろ新しいものは、その前のものをそのままにして記述項目を足し込んでいくことが必要です。記録が「細る」ことによって、山梨の女性たちの歴史が消えてしまうことを危惧します。ぜひ、そういう視点からこれまでの「年表」をたどり見直して、詳細な記述を保つことを要望する。 ②「取り組み断行宣言」と男女共同参画・女性活躍推進監の順序が逆なので、修正すべき。 ③2月定例県議会で県立男女共同参画推進センターに関する「集約」方針の見直しを求める請願が採択されたことを明記すべき。	1	①【修正加筆等意見反映】 P57～P60の男女共同参画に関する国内外の動き 年表については、記述項目を足し込んでいく記載に修正いたします。 ②【修正加筆等意見反映】 P57～P60の男女共同参画に関する国内外の動き 「取り組み断行宣言」と男女共同参画・女性活躍推進監の記述の順序を修正いたします。 ③【修正加筆等意見反映】 P57～P60の男女共同参画に関する国内外の動き 「2月定例県議会「県立男女共同参画推進センターに関する「集約」方針の見直しを求める請願」採択」と追記いたします。
87～89	全体	①育児休暇制度ができたり啓発しても、職場の人間関係や仕組みが伴わないと効果がないと思うので、企業や家庭でコミュニケーション力が高まるような体験学習の機会が必要。 ②DVは加害者のケアも被害者の安全性を保ちながら必要。また、相談員が相手にとってのベストな選択を提示できるように、配置する人選は慎重行うことを要望する。 ③時間に縛られない成果報酬(決められた仕事をすればそこに対価が支払われる)の制度や、そのための女性の人材育成や職業訓練が必要。	1	①【実施段階検討】 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 ②【実施段階検討】 配偶者等からの暴力防止に係る対策の推進、これらの施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 ③【その他】 ご意見については、仕事と生活を両立できる環境づくりを推進していく上で、施策の参考とさせていただきます。
90～91	全体	①ダブルケアについて、計画では触れられていないが、今後必須の問題だと考える。こうした問題に真摯に取り組んでいる人々の待遇改善や支援、また現場の人々の声を実際に聞いて組み上げることを一層行うことによって、啓発を要望する。 ②不妊治療について、実際に活動している人たちへ資金的な支援や活動の場を繋ぐ支援などを要望する。	1	①【その他】 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 ②【その他】 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
92	全体	県民に浸透を深められるようSDGs(持続可能な開発目標)、ゴール5「ジェンダー平等」のみでなく、ゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」の追記を要望する。	1	【記述済み】 第3章 計画の基本的な考え方 5重点目標とSDGsとの対応において、ゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」についても記載しております。
93	全体	第5次計画について広報し、県民が学習する機会を県内各所で開くことを要望する。	1	【実施段階検討】 交流サロンにおいて、第5次計画を含めた県の施策について、意見交換を行うこととしており、こうした場を活用して県民が学習する機会を設けていきます。
94	その他	今までの男女共同参画についての取り組みのどのようなところに課題があるのかを検証し、また、明らかになっている課題に県民と一緒に取り組んでいただけないような男女共同参画について専門性のある人を、専門職員として採用したらどうか。	1	【その他】 ご意見については、今後の男女共同参画施策の参考とさせていただきます。

No.	箇所	意見の内容(概要)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
95	その他	この計画の実効性を担保するためには、従来の男女共同参画審議会での調査・検証ではなく、実践に繋げるきめ細かい行動計画を策定する必要があります。行動計画策定にあたっては、広く県民から公募し各分野ごとに県・市町村・市民・企業・教育機関等が議論する場が必要です。実行に繋げるためのさまざまな角度からの意見を広くあつめるために、行動計画策定委員会の設置を要望する。	1	【その他】 具体的な施策・事業の実施については、交流サロンを活用し、利用者・県民との意見交換を行い進めていくこととしており、このような場や県民や団体の活動に対し、幅広い視点から助言ができる知見のある専門人材を活用し、取り組みを進めて参ります。
96	その他	男女共同参画団体活動促進事業補助制度について、もっと早めの事業周知を要望する。また、イベントの講師料に充てるには、補助金額が少ないので、金額の増額及びイベント以外でも利用できるような柔軟な対応を要望する。さらに、複数団体が事業を共催する場合には、補助金額を事業毎ではなく、団体数毎に算定できるよう要望する。	1	【その他】 ご意見については、男女共同参画団体活動促進事業補助事業の参考とさせていただきます。
97	その他	山梨県男女共同参画推進員の設置を要望する。鳥取県等では男女共同参画推進条例第23条において鳥取県男女共同参画推進員を設置している。県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服を簡易迅速に処理し権利利益保護を図るため、附属機関として置くことを提案。	1	【その他】 ご意見については、今後の男女共同参画施策の参考とさせていただきます。
98	その他	山梨県男女共同参画推進委員のメンバー構成について、専門性のある若年層の男性や40代は若年層と上からの世代の両方の経験を持ち合わせているので、専門性がある40代の女性を数名入れることを提案。	1	【その他】 男女共同参画推進委員は、市町村で設置し、県では設置しておりませんが、ご意見については、今後の男女共同参画施策の参考とさせていただきます。
99	その他	政治の不参加は選挙で投票している人も議員も「形だけ」の場合があります。若年層の方の中には、行動を起こしている人もいます。問題に取り組んでいる若年層と一緒に、施策を進めていくべき。	1	【その他】 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
100	その他	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(令和3年度)」では、各県の状況が明らかになっています。同様に、山梨県内市町村の参画状況(男女共同参画に関する推進体制、政策決定過程における男女共同参画、地域の方針決定過程における男女共同参画、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)関連)等々、県は男女共同参画推進施策を効果的に実施するため市町村の情報の収集及び分析し、国同様に「山梨県男女共同参画マップ」として公表することを要望する。	1	【その他】 ご意見については、今後の男女共同参画施策の参考とさせていただきます。
101	その他	計画素案以外の内容	1	

【修正加筆等意見反映】	9
【記述済み】	13
【実施段階検討】	24
【反映困難】	1
【その他】	54
	101